

広島県告示第百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成三十年二月二十七日までの間、縦覧に供する。

平成三十年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 路線名 | 供用を開始する区間 | 供用を開始する日 |
|----------|---|------------|
| 県道帝釈峡井関線 | 神石郡神石高原町大字小島一四五一番地先から 神石郡神石高原町大字小島一三五三番一地先まで 神石郡神石高原町大字小島一三六五番二地先から 神石郡神石高原町大字小島一二六八番一地先まで | 平成三〇年二月二三日 |